

# 東京医療保健大学奨学寄附金取扱規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学（以下「本学」という。）における奨学寄附金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

## (受入基準)

第2条 奨学寄附金は、本学の教育研究に有意義であり、業務に支障を来すおそれがないと認められる場合に限り、実施できるものとする。

## (定義)

第3条 この規程において「奨学寄附金」とは学術研究の奨励及び教育研究の支援を目的とする経費に充てるべきものとして、民間等から受入れる寄附金及び有価証券をいう。

## (申込み)

第4条 寄附の申込みを行う者（以下「寄附者」という。）は、奨学寄附金申込書（別紙様式第1号）に所定事項を記載し、理事長に提出するものとする。  
2 寄附を行う者の意向により、本学の教員等が職務上の教育研究に対する寄附を受けた場合は、当該教員等が寄附者として改めて前項により、本学に寄附の申込みを行わなければならない。

## (受入制限)

第5条 次の各号に掲げる条件が附されている奨学寄附金は、受け入れることができない。  
(1) 奨学寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること。  
(2) 奨学寄附金による教育研究の結果得られた知的財産権を寄附者に譲渡し、又は使用させること。  
(3) 奨学寄附金の使用について、寄附者が会計監査を行うこと。  
(4) その他学長が教育研究上支障があると認める条件。

## (受入決定・通知)

第6条 理事長は、奨学寄附金申込書に基づき、奨学寄附金に関する学術研究の奨励及び教育研究の支援への意義、業務への支障の有無等を総合的に判断し、奨学寄附金の受入れの可否を決定する。  
2 理事長は、奨学寄附金の受入れを決定したときは、奨学寄附金受入通知書（別紙様式第2号）を寄附者に送付するものとする。

## (礼状の送付)

第7条 理事長は、奨学寄附金が納入されたときは、礼状（別紙様式第3号）を寄附者に送付するものとする。

(支出)

第8条 奨学寄附金は、当該寄附の目的達成のため必要かつ適正と認められるものに支出するものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、奨学寄附金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成21年11月11日から施行する。

(別紙様式第1号)

令和 年 月 日

学校法人 青葉学園  
理事長 田村 哲夫 殿

寄附者 住所

氏名

印

### 奨学寄附金申込書

貴東京医療保健大学に対し、下記のとおり寄附を申し込みます。

記

1. 寄附する金額 円
2. 寄附の目的
3. 寄附に際しての条件等
4. 備考

(別紙様式第2号)

令和 年 月  
日

様

学校法人 青葉学園  
理事長 田村 哲

夫

### 奨学寄附金受入通知書

令和 年 月 日付けにてお申し出いただきました下記奨学寄附金は、  
貴殿(若しくは貴社)のご趣旨に沿い本学奨学寄附金として受領させていただきます  
ので、ご連絡申し上げます。

記

1. 寄附の目的

2. 寄附に際しての条件

3. 寄附金額

円

(別紙様式第3号)

令和 年 月 日

様

学校法人 青葉学園  
理事長 田村 哲夫

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、本学の教育研究に対しまして、ご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびは、奨学金をご寄附いただき誠にありがとうございます。貴殿(若しくは貴社)のご寄附の趣旨を十分に配慮し、本学の教育研究に資する所存でありますので、今後とも、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。